

## 夜間保育の実施について

安心して子どもを預けられる環境を整備することにより、勤労者の多様な労働を支援するとともに市内の事業所等の労働力確保を促進するため、夜間保育を実施する。

## 1. 夜間保育の実施方針

## ① 実施方法

高山市社会福祉協議会への業務委託により実施する。

## ② 実施場所

高山市昭和町2丁目68番地1

高山市総合福祉センター2階 機能訓練室（162㎡）

## ③ 実施内容

- ・定員 10名
- ・対象児 1歳から就学前の幼児
- ・開設日及び開設時間 日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く日の午後5時半から午後10時半まで
- ・夕食 保護者の持参する弁当又は外部搬入
- ・利用方法 利用児の健康状況等の事前登録及び事前申込み
- ・利用料金 1,000円／1日
- ・送迎等 保護者による送迎を基本とするが、利用者の状況を確認しながらお迎えバスの導入を検討する。
- ・実施時期 平成30年4月1日

## 2. 夜間保育所以外での対応

勤務地や居住地が上記の夜間保育所から遠い場合や、突発的な休日・夜間の保育ニーズなど夜間保育所の利用が困難となるニーズに対しては、自宅や事業所へ支援員が出張して支援を行う有償ボランティアの取組み等の活用を検討する。